

令和7年度国保会館警備委託契約
要件書

沖縄県国民健康保険団体連合会

I 委託業務

- 1 国保会館の常駐及び臨時警備
- 2 レセプト受付日における車両の誘導及び警備

II 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までにどちらか一方から何らかの意思表示のない場合は、令和12年3月31日を限度に契約を自動更新する。その際、価格変更がある場合は、双方協議のうえ、改定を行う。

なお、本会は令和8年度以降の予算において委託内容に係る予算が減額又は削除された場合、契約を変更又は解除することができる。

III 委託業務の詳細

1 共通事項

(1) 服務及び装備

- ①警備員は、貴社が定める服装を着用すること。
- ②応接に際しては懇切に対応すること。
- ③敷地内の破損箇所を発見した時は、その原因を調べ、本会へ報告すること。
- ④本会職員及び委託業者、来会者との友好なる人間関係に努め、無用なトラブルは避けること。

(2) 協定事項

- ①貴社が警備を実施する上で必要な設備（警備室、電気、電話、ガス、水道設備を含む）は、本会から無償にて借用できる。ただし、汚損及び破損した場合は貴社が弁償するものとする。
- ②警備室は、整理、整頓及び清潔を保ち、私物はロッカーに入れて管理する。

(3) 損害賠償

- ①貴社は、業務の実施に当たり、本会又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、貴社の故意又は過失により、本会職員又は第三者に損害を与えた場合、貴社はその損害を賠償すること。また、危害又は損害を与えた場合もしくはその恐れのある場合には、直ちに本会職員に報告すること。

(4) その他

- ①警備員は、特に技術を有する電気や機械等の保守管理等、警備業務に属しない事項について責任を有しない。
- ②警備員は、施錠保管されていない未確認物件の事故結果について責任を有しない。

③勤務中に知り得た事実（個人情報を含む）は、他に漏らしてはならない。

2 国保会館の常駐及び臨時警備

(1) 警備対象

所在地 沖縄県那覇市西3丁目14番18号

対象物 国保会館及び敷地内

(2) 配置人員

1名以上とし、警備業法の要件を満たす警備員を配置すること。

(3) 警備時間

①平日は17時から翌日8時30分までとする。

②土曜日・日曜日・祝日・沖縄県の条例により定められた休日・年末年始期間は8時30分から翌日8時30分までとする。

③上記①②以外に、暴風警報発令時等による閉庁時に臨時警備を行う。臨時警備は、本会からの連絡により当該事情が終了するまで警備時間を延長または繰り上げる。

④夜間の警備については、仮眠を入れるものとする。ただし緊急事態が発生した場合は対応するものとする。

(4) 警備内容

国保会館内警備室を拠点に、巡回警備（毎日2回以上）、出入管理、見張警備を併用して次の任務を行い、その状況を警備日誌に記録すること。

また巡回警備については、事務室内に立ち入り、窓等の施錠点検等を行うこと。

①火災防止

- ・火災の早期発見と被害の拡大防止
- ・投げタバコ、給湯室その他火気使用箇所の点検
- ・消火器等防火設備の外観点検
- ・緊急時における消防車の通路の確保、群集の雑路整理
- ・緊急時における関係先への通報

②盗難防止

- ・扉、窓、シャッター等の破損箇所の点検及び施錠の確認点検
- ・施設内における不法行為者の排除
- ・不法侵入者及び潜伏者の発見排除
- ・重要物件の施錠の有無点検
- ・階段、便所、通路等潜伏可能場所の点検確認
- ・緊急時における関係先への通報

③その他

- ・上記2（3）②及び時間外における電話の受理
- ・門扉等の開閉

- ・ 駐車場における車両の誘導
- ・ 不法駐車車両に対する誘導及び注意
- ・ 各事務室の最終退出者が退出した後の事務室内点検確認
- ・ 本会から特に指示された事項

④ 遵守事項

- ・ 会館内での喫煙行為の禁止
- ・ 関係者以外の入館禁止

⑤ 異常事態発生時における処置

- ・ 事態の拡大防止
- ・ 本会が事前に定める緊急連絡者への連絡

2 レセプト受付日における車両の誘導及び警備

(1) 警備対象

所在地 沖縄県那覇市西3丁目14番18号

対象場所 国保会館駐車場及び付近

(2) 配置人員

1名とする。

(3) 警備時間

① 警備日は、別表「レセプト受付日における車両の誘導及び警備日程表」による。

(月2日程度)

② 警備時間は、9時から17時までとする。

(4) 警備内容

① 来館者の車両誘導 (1日200台程度往来)

② 来館中の車両の警備

レセプト受付日における車両の誘導及び警備日程表

令和7年度 レセプト受付（協力）日				車両誘導が 必要な日数 （平日カウント）
年月	レセプト受付 協力日	レセプト受付 締切日		
令和7年	4月	9日（水）	10日（木）	2日
令和7年	5月	9日（金）	10日（土）	2日
令和7年	6月	9日（月）	10日（火）	2日
令和7年	7月	9日（水）	10日（木）	2日
令和7年	8月	8日（金）	10日（日）	2日
令和7年	9月	9日（火）	10日（水）	2日
令和7年	10月	9日（木）	10日（金）	2日
令和7年	11月	7日（金）	10日（月）	2日
令和7年	12月	9日（火）	10日（水）	2日
令和8年	1月	9日（金）	10日（土）	2日
令和8年	2月	9日（月）	10日（火）	2日
令和8年	3月	9日（月）	10日（火）	2日
* 令和7年度は年間24日間				